

【更新履歴】

・更新月日：7月23日（募集要領 ver.3）

ページ	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P.6	2. 3. 1 (3) 省エネルギー性能の表示に係る補助額 ①補助額	補助額は、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受ける申請費用及び評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）の合計の3分の1以内の額とします（ただし、採択後に発生する費用に限る）。	補助額は、所定の省エネルギー性能であることの第三者評価を受ける申請費用(※)及び評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）の合計の3分の1以内の額とします（ただし、採択後に発生する費用に限る）。 <u>※BELS以外の第三者評価を受ける場合は、BELS評価と同様の評価手法を用いた場合の申請費用を上限とします。</u>

・更新月日：7月6日（募集要領 ver.2）

ページ	項目	主な更新内容	
		(誤)	(正)
P.2	※5 BELSを活用する場合について	なお、BELSを活用する場合、一次エネルギー消費量の計算方法は、①標準入力法、②主要室入力法、③モデル建物法、④既存建築物評価法のいずれも可とします。	なお、BELSを活用する場合、一次エネルギー消費量の計算方法は、①標準入力法、②主要室入力法、③モデル建物法、④既存建築物評価法、⑤BEST、⑥平成11年基準からの読み替え法のいずれも可とします。
P.11～ 12	3. 3. 1 取得財産の管理等について	補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、 <u>別途定める耐用年数の期間内に大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。</u>	補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、 <u>5年以内</u> に大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供することはできません。